



点数制度とは？

交通違反の内容に応じてあらかじめ点数を定めておいて、運転者の過去3年間の合計点数が一定基準に達した場合に免許の取消しや停止の処分を行う制度です。

この点数には「違反行為の基礎点数」と「交通事故の場合の付加点数」があります。

《具体例》～交通事故を起こしたら処分はどうなるの？

例 1 累積点数のない人が脇見運転が原因で追突事故を起こし、相手に治療期間1週間の軽傷を負わせた場合

累積点数	安全運転義務違反	付加点数	合計
0点	2点	3点	5点

例 2 上記例1の事故を起こした後、現場から逃げた場合

累積点数	安全運転義務違反	付加点数	救護義務違反	合計
0点	2点	3点	35点	40点

例 3 横断歩道を歩行中の人はなてて死亡させた場合

累積点数	安全運転義務違反	付加点数	合計
0点	2点	20点	22点

例1の処分はここ



例3の処分はここ

例2の処分はここ

前歴 停止 又は欠格の期間	なし	1回	2回	3回	4回以上
	処分なし	1～5点	1～3点	1点	
30日	6～8点				
60日	9～11点	4～5点			
90日	12～14点	6～7点	2点		
120日		8～9点	3点	2点	
150日			4点	3点	2点
180日					3点
1年	15～24点	10～19点	5～14点	4～9点	
2年	25～34点	20～29点	15～24点	10～19点	
3年	35～39点	30～34点	25～29点	20～24点	
4年	40～44点	35～39点	30～34点	25～29点	
5年	45点以上	40点以上	35点以上	30点以上	

※欠格の期間とは、取消処分を受け、免許を取得することができない期間のこと。

点数制度は……

○違反を繰り返す人への対策に有効で、

点数制度の内容が公表されていて自粛効果が期待でき、

交通事故の未然防止に効果があります。

○違反行為は定型的・画一的に評価され、処分の不均衡の回避、

公平な処分に役立ちます。



参考1:違反行為の基礎点数

違反行為の一部(例示)	基礎点数
運転殺人等	62
運転傷害等	45~55
危険運転致死等	62
危険運転致傷等	45~55
酒酔い運転	35
救護義務違反(=ひき逃げ)	35
無免許運転	25
酒気帯び運転(0.25mg以上)	25
酒気帯び運転(0.15以上0.25mg未満)	13
無車検運行	6
無保険運行	6
速度違反(50km/h以上)	12
速度違反(30以上50km/h未満)	3~6
速度違反(30km/h未満)	1~3
信号無視	2
指定場所一時不停止等	2
横断歩行者等妨害等	2
免許条件違反	2
座席ベルト装着義務違反	1
初心運転者標識表示義務違反	1

参考2:付加点数

事故の種別	責任大	責任小
死亡事故	20	13
重傷事故 (3か月以上 又は後遺障害)	13	9
重傷事故 (30日以上 3か月未満)	9	6
軽傷事故 (15日以上 30日未満)	6	4
軽傷事故等 (15日未満 又は建造物損壊)	3	2

